

# 造林未済地解消事業のご案内

～人工林資源保続支援基金（通称 Re:もりファンド）～

北海道の豊かな森林を未来に引き継ぐために、  
伐採跡地で植栽しませんか？



## 『造林未済地解消事業』とは？

植栽に対する森林所有者の負担を軽減し、森林所有者の植栽意欲を喚起するため、様々な事情により、公共造林事業のほかに道や市町村の事業による補助を受けることができない森林で行う植栽に対して助成を行い、造林未済地の解消を推進します。

**今年度から助成の内容や手続きが変更となりますのでご注意ください。**

## 助成内容

### ■ 助成対象

公共造林事業のほかに道や市町村の事業による補助を受けることができない個人が所有する森林で行う植栽で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 森林経営計画に基づく天然林伐採跡地に行う植栽
  - (2) 森林経営計画に基づかない伐採跡地に、森林経営計画を策定して行う植栽
- 助成対象が昨年度から変更（削減）となっておりますのでご注意ください

### ■ 助成対象者

森林経営計画策定者又は森林所有者から造林事業を受託した者

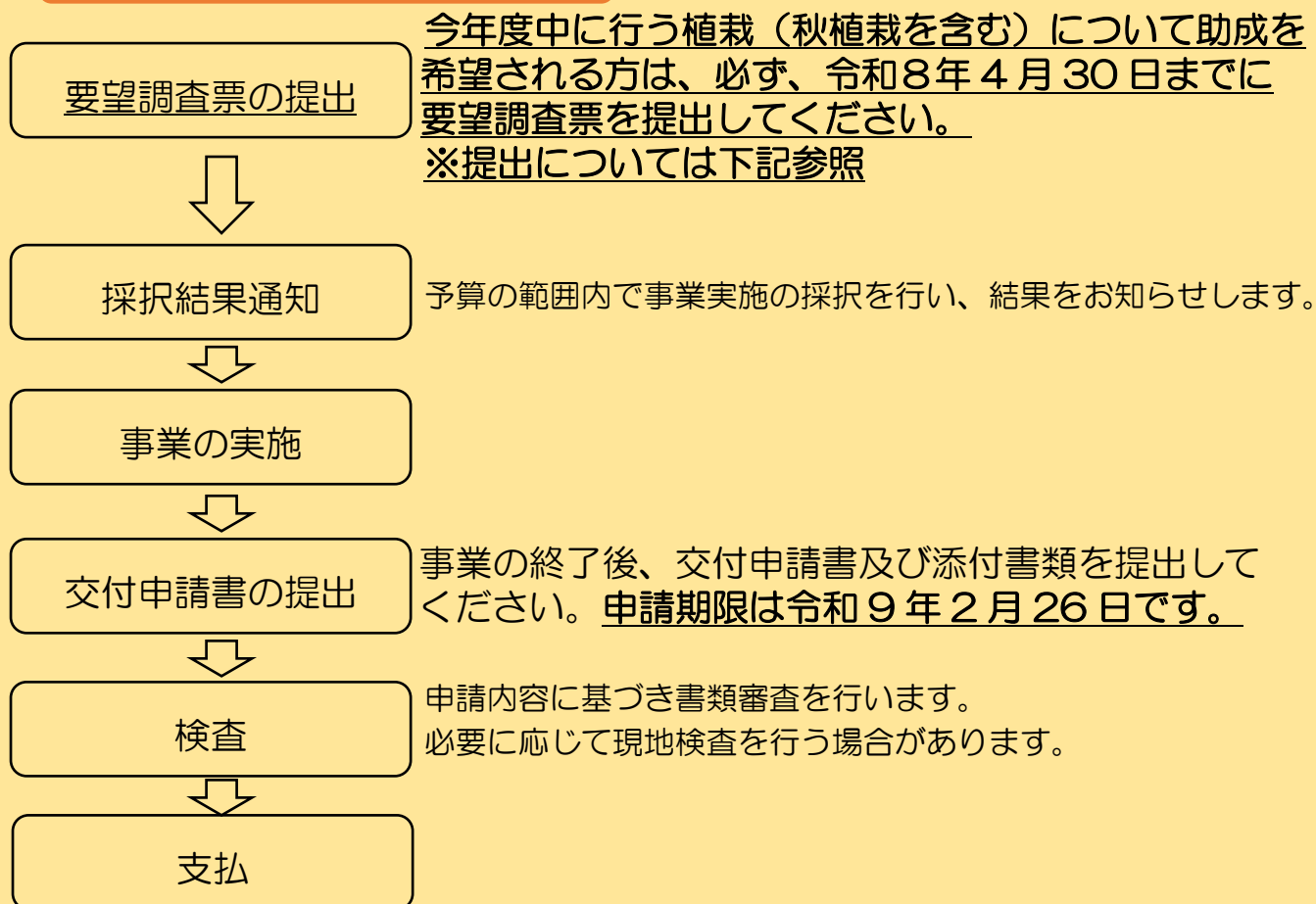
### ■ 助成額

道が定める標準経費の26%又は実測した植栽面積にhaあたり20万円を乗じて得た額のどちらか低い方を予算の範囲内で助成する。

ただし、要望額が予算額を超えた場合は、20万円を下回る可能性がある。

詳細は、別紙「令和8年度造林未済地解消事業の実施について」  
又は <http://www.doshinren.or.jp/> をご覧ください。

## 要望から支払までの事業の流れ



## 令和8年度要望調査票の提出について

### ■ 要望方法

助成を希望される方は、必ず、助成内容に示す要件を満たすことをご確認の上、期限までに要望調査票及び添付書類を以下の提出先まで郵送、FAX、電子メール又は持参により提出してください。

### ■ 要望期限

**令和8年4月30日** この期限以降に提出される要望は受付できません。

### ■ 添付書類

森林経営計画書（写）、森林計画図

### ■ 提出先及び問い合わせ先

提出先：人工林資源保続支援基金事務局（北海道森林組合連合会内）

住所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目1-9

TEL：011-621-4293(代表)

FAX：011-644-3707

E-mail：shinrin-seibi@doshinren.or.jp

採択後の事業箇所の変更は認められません。

また、事業内容を確認するため、追加で資料を求める場合があります。